

行政情報・市からのお知らせ

平成29年度 保険料のお知らせ

国民健康保険料の納額通知書を送付します

問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035

国民健康保険料納額通知書を7月中旬に送付します。世帯の保険料は平成29年度保険料率に基づいて決定します。

【平成29年度保険料率等】

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
平等割額	21,120円	8,280円	6,720円
均等割額	29,760円	11,520円	13,440円
所得割額	6.3%	2.7%	2.6%
賦課限度額	540,000円	190,000円	160,000円

国民健康保険は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度などに加入していないかたが加入しなければならない公的医療保険です。加入者である被保険者のみなさんが納める保険料や、国・県等の交付金、市からの繰入金などによって運営しています。

※納額通知書発送後は電話・窓口等が非常に混雑してご迷惑をおかけします。

【口座振替のご利用を】

保険料のお支払いは、便利な口座振替をおすすめします。申し込みの際は、各担当課(係)へご連絡ください。

【保険料徴収業務の一部民間委託】

今年度も4月1日から引き続き、保険料の徴収業務の一部(電話・訪問による納付勧奨および保険料の領収)を民間業者に委託しています。

後期高齢者医療制度

保険料額決定通知書、被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証を送付します

問い合わせ 保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037

【保険料額決定通知書】

保険料額決定通知書を、7月中旬に送付します。  
※6月以降に75歳になられたかたや、新たに後期高齢者医療制度に加入されたかたには、8月以降に通知書を送付します。



【被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証】

新しい被保険者証を7月下旬に送付します。限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちで、引き続き対象となるかたには、被保険者証と併せて、新しい減額認定証を送付します。8月1日からは、新しい被保険者証、減額認定証を医療機関等の窓口で提示してください。

保険料軽減率の変更

【所得の低いかたの軽減】

所得割額算定にかかる所得が58万円以下のかたの所得割額の軽減率が、平成29年度から2割になります。

平成28年度	平成29年度
5割軽減	2割軽減

【被扶養者だったかたの軽減】

制度に加入する前日に、会社の健康保険等の被用者保険の被扶養者だったかたの均等割額の軽減率が、平成29年度から7割になります。

平成28年度	平成29年度
9割軽減	7割軽減

※所得により均等割額の軽減を受けることができる場合は、軽減率が高い方が適用されます。

詳細は、上記または  
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局コールセンター (☎078-326-2021)へ

介護保険料の決定通知書を送付します

問い合わせ 高齢介護課管理係 ☎38-2046

介護保険料決定通知書を、7月中旬に送付します。

保険料の算定額は、本人や家族の前年所得額等に応じて決定されます。



児童手当のお知らせ

問い合わせ 子育て推進課こども係 ☎38-2117

【主な支給要件】

■支給対象となる児童

0歳から中学校修了前(15歳到達後の最初の3月31日まで)の日本国内に居住している児童※教育を目的とした海外留学の児童は対象となる場合があります。(国外留学3年以内等)

■受給資格者

- (1) 支給対象となる児童を養育している父母等
- (2) 支給対象となる児童が児童養護施設等に入所している場合は、施設設置者等
- (3) 監護・生計同一要件を満たすかたが複数いる場合は、児童と同居しているかた(単身赴任等や特別な事情がある場合を除く)

※公務員(独立行政法人等は除く)のかたは、勤務先へお問い合わせください。

■支給月額

年齢区分	所得制限限度額未満児童手当(月額)	所得制限限度額以上特例給付(月額)
3歳未満	15,000円	年齢にかかわらず児童1人につき5,000円
3歳~小学生	第1・2子 10,000円	
	第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	

※3歳の誕生日を迎えた翌月から第1子および第2子の手当額は月額1万円になります。  
※第1子・第2子・第3子の数え方は、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童の出生順です。

■支給日 6月15日(2月~5月分) / 10月15日(6月~9月分) / 2月15日(10月~1月分)

※登録いただいた口座へ振り込みます。※支給日が金融機関の休業日にあたる場合は前営業日に振り込みます。

■平成29年度の児童手当所得制限額(平成28年中の所得で判定)

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

平成29年度現況届の提出はお済みですか?

6月上旬に、継続の手続きである「平成29年度現況届」を送付しています。未提出の場合、平成29年6月分以降の手当を受給できませんので、至急ご提出ください。

※所得制限限度額以上のかたでも、給付がありますので、必ずご提出ください。

議長に 畑中 俊彦氏  
副議長に 帰山 和也氏

問い合わせ 市議会事務局 ☎38-2001

平成29年第2回定例会で、議長、副議長をはじめとする、新しい議会役員が決まりました。「あしや市議会だより」(8月号)で詳しくお知らせします。

■議長 畑中 俊彦氏(56歳)  
船戸町3-6-602 <あしや真政会>

■副議長 帰山 和也氏(59歳)  
朝日ヶ丘町5-20-416 <公明党>

■阪神水道企業団議会議員 松木 義昭氏(70歳)  
新浜町2-1-606 <あしや真政会>

■監査委員 重村 啓二郎氏(68歳)  
三条南町6-3 <あしや真政会>



畑中 俊彦氏



帰山 和也氏